

宇治都市計画
生産緑地地区の変更（城陽市決定）

計画書（案）

京都府 城陽市

宇治都市計画生産緑地地区の変更（案）（城陽市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面 積	備 考
平－１２	平川横道	約 0.01 ha	既存地区に追加
平－１０	平川東垣外	△約 0.08 ha	地区全部廃止
平－１８	平川東垣外	△約 0.05 ha	地区全部廃止
久－７	久世芝ヶ原	△約 0.09 ha	地区全部廃止
寺－１９	寺田大川原	△約 0.05 ha	地区全部廃止
水－４	水主塚ノ木	△約 0.08 ha	地区全部廃止
計		△約 0.34 ha	
既決定地区	７２地区	約 10.92 ha	
合計	６７地区	約 10.58 ha	

「位置」及び「区域」は計画図表示のとおり。

変更理由 別添理由書による。

宇治都市計画生産緑地地区の変更(案) (城陽市決定)

宇治都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面積(ha)	備 考 (ha)
平－ 1	城陽市平川長筏	約 0.37	
平－ 2	城陽市平川長筏	約 0.15	
平－ 3	城陽市平川浜道裏	約 0.31	
平－ 8	城陽市平川野原	約 0.07	
平－ 9	城陽市平川指月	約 0.07	
平－10	城陽市平川東垣外	約 0.00	約0.08ha廃止
平－11	城陽市平川東垣外	約 0.06	
平－12	城陽市平川横道	約 0.37	約0.01ha指定
平－13	城陽市平川山道	約 0.12	
平－14	城陽市平川車塚	約 0.14	
平－15	城陽市平川山道	約 0.10	
平－16	城陽市平川山道	約 0.11	
平－18	城陽市平川東垣外	約 0.00	約0.05ha廃止
小 計	(11地区)2地区廃止	約 1.87	約0.01ha指定 約0.13ha廃止

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
久－ 2	城陽市久世里ノ西	約 0.31	
久－ 3	城陽市久世北垣内	約 0.15	
久－ 6	城陽市久世北垣内	約 0.10	
久－ 7	城陽市久世芝ヶ原	約 0.00	約0.09ha廃止
久－ 8	城陽市久世南垣内	約 0.12	
小 計	(4地区)1地区廃止	約 0.68	約0.09ha廃止

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
寺－ 2－ 1	城陽市寺田乾出北	約 0.08	
寺－ 3	城陽市寺田西ノ口	約 0.07	
寺－ 5	城陽市寺田今橋	約 0.11	
寺－ 6	城陽市寺田今堀	約 0.05	
寺－ 8	城陽市寺田庭井	約 0.21	
寺－ 9	城陽市寺田庭井	約 0.11	
寺－10	城陽市寺田高田	約 0.09	
寺－11	城陽市寺田高田	約 0.22	
寺－13	城陽市寺田高田	約 0.11	
寺－15	城陽市寺田林ノ口	約 0.08	
寺－16	城陽市寺田新池	約 0.18	
寺－19	城陽市寺田大川原	約 0.00	約0.05ha廃止
寺－20	城陽市寺田市ノ久保	約 0.14	
小 計	(12地区)1地区廃止	約 1.45	約0.05ha廃止

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
水－ 1	城陽市水主塚ノ木	約 0.31	
水－ 2	城陽市水主塚ノ木	約 0.25	
水－ 3	城陽市水主塚ノ木	約 0.18	
水－ 4	城陽市水主塚ノ木	約 0.00	約0.08ha廃止
水－ 5	城陽市水主北ノ口	約 0.11	
水－ 6	城陽市水主北ノ口	約 0.20	
水－ 7	城陽市水主北垣内	約 0.06	
水－ 8	城陽市水主北垣内	約 0.07	
水－ 9	城陽市水主北垣内	約 0.08	
水－10	城陽市水主南垣内	約 0.11	
水－11	城陽市水主塚ノ木	約 0.05	
小 計	(10地区)1地区廃止	約 1.42	約0.08ha廃止

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
枇－ 1	城陽市枇杷庄大三戸	約 0.14	
枇－ 2	城陽市枇杷庄出羽	約 0.21	
枇－ 3	城陽市枇杷庄出羽	約 0.05	
枇－ 4	城陽市枇杷庄知原	約 0.18	
枇－ 5	城陽市枇杷庄西ノ口	約 0.06	
小 計	(5地区)	約 0.64	

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
富－ 1	城陽市富野乾垣内	約 0.11	
富－ 2	城陽市富野乾垣内	約 0.11	
富－ 3	城陽市富野乾垣内	約 0.11	
富－ 4	城陽市富野乾垣内	約 0.21	
富－ 5	城陽市富野南垣内	約 0.16	
富－ 6	城陽市富野南垣内	約 0.12	
富－ 7	城陽市富野南垣内	約 0.19	
富－ 9	城陽市富野北垣内	約 0.09	
富－11	城陽市富野南清水	約 0.16	
小 計	(9地区)	約 1.26	

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
長－ 1	城陽市長池北清水	約 0.11	
長－ 2	城陽市長池北清水	約 0.17	
長－ 3	城陽市長池北清水	約 0.23	
長－ 5	城陽市長池里開	約 0.10	
長－ 6	城陽市長池里開	約 0.09	
小 計	(5地区)	約 0.70	

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
中－ 1	城陽市中樋ノ上	約 0.25	
小 計	(1地区)	約 0.25	

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
奈－ 1	城陽市奈島生口及び奈島フケ	約 0.86	
奈－ 3	城陽市奈島フケ	約 0.06	
奈－ 4	城陽市奈島久保野及び奈島内垣内	約 0.77	
奈－ 6	城陽市奈島久保野	約 0.08	
奈－ 7	城陽市奈島十六	約 0.15	
奈－ 8	城陽市奈島十六	約 0.05	
小 計	(6地区)	約 1.97	

地区番号	位 置	変更後面積(ha)	備 考 (ha)
市－ 1	城陽市市辺小梨間	約 0.11	
市－ 2	城陽市市辺柿木原	約 0.06	
市－ 3	城陽市市辺南垣内	約 0.06	
市－ 4	城陽市市辺中垣内	約 0.11	
小 計	(4地区)	約 0.34	

合 計	67地区(5地区廃止)	約 10.58 ha	約0.01ha指定 約0.35ha廃止
-----	-------------	------------	------------------------

理 由 書

城陽市では、平成４年１２月に生産緑地地区の都市計画を決定して以来、既成市街地における貴重な緑地として位置づけ、保全及び活用に努めているところである。

今回の都市計画の変更は、生産緑地地区の指定要件を満たす農地について、生産緑地法および都市計画法に基づく手続きを経て、隣接する「平－１２」地区に追加指定するものである。

また、「平－１８」地区、「水－４」地区について生産緑地地区の指定から３０年が経過したことから、「平－１０」地区、「久－７」地区、「寺－１９」地区について主たる従事者が死亡したことから、生産緑地法および都市計画法に基づく手続きを経て、当該生産緑地地区を廃止するものである。

宇治都市計画生産緑地地区の変更（案）
（城陽市）

新旧対照表

	地域地区の種類	地区数	面 積	備 考
旧	生産緑地地区	7 2 地区	約 10.92 ha	
新	生産緑地地区	6 7 地区	約 10.58 ha	変更内容 指定 約 0.01ha（既存地区に追加） 廃止 約 0.35ha（5 地区全部廃止）